

各 位

会 社 名 株式会社キャリアデザインセンター 代表者名 代表取締役社長兼会長 多田 弘實

(コード番号:2410 東証プライム)

問 合 せ 先 専務取締役 経営企画担当 西山 裕

(TEL: 03-3560-1601)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の改定を決議し、本制度に関する議案を2023年12月15日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の理由

当社は、2021年12月17日開催の当社第30回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、本制度を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は65,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任するまでの間とすること等につき、ご承認をいただいておりますが、本日開催の当社取締役会において決議された執行役員制度の導入に伴い、同日の当社取締役会の決議にて執行役員も本制度の割当対象者とするとともに、対象取締役がその退任後も執行役員である間は引き続き譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の改定の概要

本制度により対象取締役が交付を受ける譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任するまでの間と設定しておりましたが、譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間に改定することといたします。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴い、譲渡制限の解除及び退任時の取扱い等についても、必要な修正を加えることといたしますが、対象取締役に対し支給する金銭報酬債権の総額及び対象取締役に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数その他下記3の事項以外の対象取締役に関する事項について変更はございません。

3. 改定後の本制度の内容

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位を退任するまでの期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすること

ができないものとします。

② 譲渡制限付株式の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間(以下「本役務提供期間」といいます。)、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記①の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限の無償取得

本割当株式のうち上記①の本譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

以上